

用語の解説

五十音順

(あ行)	
空き家バンク	地方公共団体等が Web サイト等を活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。
一般世帯	世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁等の寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいう。
一般道路	道路法第2条第1項に定める道路をいう。農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。一般には1982年(昭和57年)にIUCNが「第3回世界国立公園会議」で議題として取り上げたのが始まりとされている。日本においてもエコツアーが数多く企画・実施されており、環境省では持続可能な社会の構築の手段としてエコツーリズムの推進に向けた取組を進めている。
沿岸域	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体として捉えた範囲をいう。
オープンスペース	主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い
屋上緑化	建物の屋上を緑化し、空中庭園等として利用することをいう。屋根の断熱性や省エネ性を向上することができ、都市気候の改善にも効果が期待できる。
温室効果ガス	二酸化炭素、フロン、メタンなど、赤外線を吸収するガスのことで、地球温暖化を引き起こす原因とされている。
温室効果ガス吸収源対策	健全な森林整備等による森林吸収源対策、都市緑化の推進等の都市における吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量を確保するための対策。
(か行)	
外来種	導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む)。特に我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への影響が大きい外来種については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定された種については飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等を規制している。また、外来種対策に関する我が国の中期的な総合戦略をまとめた「外来種被害防止行動計画」を環境省、農林水産省、国土交通省で策定している。
渇水	水資源としての河川、湖沼、貯留池等の流量や貯水量が減少又は枯渇した状態をいう。
通い耕作	居住する集落外あるいは地域外にある農地へ通って耕作(農地管理)する営農形態。この通い先の農地は、自分の所有農地である場合、他

	者から借りた農地である場合、他者から農作業を受託した農地である場合がある。
環境衛生施設	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。
基幹的交通	高規格幹線道路や地域高規格道路、高速鉄道をさす。
基準年次	県土利用の方向性や数値の推計など、兵庫県国土利用計画の基礎となる年次のことであり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。
居住環境	通勤通学や買い物の利便性、生活関連施設の整備状況、近隣における自然の豊かさ、災害に対する安全性など、居住地の住みやすさを規定する環境をいう。
グリーンインフラ	社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
研究開発インフラ	大学や試験研究機関などの研究開発施設や設備等のハードとデータベースなどのソフトを一体的に捉えた基盤をいう。
減災	災害が起こったときに、ある程度の被害はやむを得ないとし、被災の程度を出来るだけ軽く、少なくすることをいう。例えば、危険の高い区域での住宅等の規制誘導、地域コミュニティ単位での相互扶助意識の向上などによる被害の最小化を図ることなどをいう。
原生的な自然	人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつては影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。
健全な水循環	治水や利水に対する県民の要望が充足され、同時に環境の保全に果たす水の役割が損なわれないなど、水の循環系において様々なニーズや機能がバランスよく良好に保たれた状態をいう。本計画では、主として環境保全の観点からの健全性に着目した用い方をしている。
県土	行政区域としての兵庫県内において、土地、水、自然やこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。兵庫県国土利用計画においては、県民がその地域を生活や生産の場として使い、あるいは使う見通しがあり、秩序ある利用を図る範囲を当該計画の対象としている。
県土利用	土地、水、自然という側面から見て、県土を利用することをいう。土地利用に比較して、県土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。
県土保全	急傾斜地の崩壊や土砂流出、地すべり、洪水による浸食、堆積、海岸浸食、地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。
県土保全施設	治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等をいう。
広域防災拠点	公園等の広場を中心に、蓄積倉庫、救援物資の集積・配送、災害時の情報通信機能等を備え、陸・海・空の交通アクセスに配慮して整備される広域的な救援・復旧のための拠点をいう。
公共・公益施設	公共施設：一般住民の利用を目的として整備される施設をいう。例えば、道路、河川、公園、下水道、消防の用に供する貯水施設等の施設をいう。 公益施設：一般的には、教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設をいう。なお、住民生活に必要なガス、水道等のサービス施設を公益施設とよぶことが多い。
耕作放棄地	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年

	の間に再び作付けする考えのない耕地をいう。
交通施設	道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設をいう。ただし、兵庫県国土利用計画で利用区分の「その他」において用いられる場合には、道路を含まない。
国土調査	①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①～③の基礎とするために行う調査をいう。国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。
(さ行)	
再開発	都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場の分散、流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等公共の福祉に寄与する開発をいう。
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因（放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故）により生じる被害をいう。
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
里地里山	奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域をいう。
里海	適切に人の手が加えられ続けることによって生物多様性と生物生産性が維持された豊かで美しい海域をいう。
CLT（直交集成板）	ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚な木質パネル。中大規模建築物の構造用部材としての利用が期待されている。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として指定されている区域をいう。
市街地	一般的には既成市街地をいうが、兵庫県国土利用計画では、「国勢調査」による人口集中地区（DID）をいう。
自然維持地域	人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持され、優れた属性を有する地域であって、今後ともその優れた自然環境の維持を図るべき地域をいう。
自然的土地利用	本計画においては、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を指す。都市的土地利用、農林業的土地利用以外の土地利用である。
市民農園	都市部や郊外部にあつて都市住民がレクリエーションや自家用野菜などの栽培を目的とし、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園をいう。
住宅再建共済	自然災害による被災者が自力で住宅を再建するには、地震保険などの「自助」や居住安定支援制度などの「公助」では限界がある。兵庫県では、住宅所有者が平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する「共助」の仕組みとして、住宅再建共済制度を全国に先駆けて、2005年9月から実施してい

	る制度のことをいう。
循環型社会	大量消費を前提としたこれまでの社会構造に対し、製品の再生利用や再資源化を進めて、新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会のことをいう。
所有者の所在の把握が難しい土地	不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地。具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていないなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人）の特定を直ちに行うことが難しい土地や登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地など様々なケースを含む。
人口	当該地域に存在する人の数、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）を指す。例えば、「国勢調査」の場合、調査実施時に当該地域の住居に3ヶ月以上にわたって居住しているか、あるいは3ヶ月以上住むことになっている人口をいう。通勤・通学などによって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。
人口集中地区（DID）	国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域のことをさす。
親水空間	地域住民等が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したものをいう。
侵略的外来種	外来種のうち、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。 侵略性に係る評価項目について整理し、防除等の対策の方向性によりカテゴリを区分した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（略称：生態系被害防止外来種リスト）」を環境省と農林水産省が策定している。
森林	一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、兵庫県国土利用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計をいう。なお、現在、木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団の生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれるが、一方、農地や宅地等にある樹林地は森林には含まないとされている。
森林吸収源対策	温室効果ガス吸収源対策のうち、森林による吸収量を確保するための対策であり、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等の総合的な取組をいう。
森林資源	資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味をこめた用語である。
水系	地表の水の流れの系統である。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河なども含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。
水面・河川・水路	一般的には、陸域において通年水面の見られる部分をいうが、兵庫県国土利用計画では、水面とは、湖沼（人造湖及び天然湖沼）とため池の満水時の水域部分、河川とは、河川法による一級河川、二級河川及

	び準用河川の河川区域、水路とは農業用排水路をいう。
生活関連施設	学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育施設、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の基盤施設をいう。
生産基盤	生産活動に必要な土地、水、自然等の県土資源及び物質の加工施設や輸送施設等の社会資本をいう。
生態系	生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系として捉えたものをいう。生物群集と無機的環境とが織り成す物質系の概念である。
生態系サービス	人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。
生態系ネットワーク	自然の保全・再生を図るための手法の一つ。原生的な自然地域等の重要地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等を有機的に繋ぐもの。エコロジカル・ネットワークともいう。
生物多様性	生物の多様さとその生息環境の多様さを表す概念をいう。生物の多様性は「生態系の多様性」、「生物種の多様性」「遺伝子（種内、個体群）の多様性」の3つのレベルから捉えることができる。
ソフト化	装置、施設（ハード）を主体とした追求から、その利用技術（ソフト）を主体とした追求へと経済社会活動の目的が移っていく流れをいう。
(た行)	
宅地	一般的には、住宅地の意味で用いられることもあるが、兵庫県国土利用計画における宅地とは、土地登記簿上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地をいう。従って、住宅地以外に、工業用地、事務所、店舗用地等が含まれる。
多面的機能	農業の有する多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。 森林の有する多面的機能：生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能／土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能などをいう。
地域産業	広義には、その地域に存在するすべての産業を指すが、兵庫県国土利用計画においては、その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な関わりを有する産業をいう。
地域資源	土地、水、自然等の県土資源を地域レベルで捉え直したものに、人工資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたものをいう。
地域整備施策	地域の生活条件や生産条件、自然環境等を整備し、総合的な居住環境等の向上を図るために行われる施策を総称したものをいう。
地域防災拠点	災害時に、他の地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資を受け入れ、それらや関連情報を一元化したのちコミュニティ防災拠点に系統的に輸送するための中枢となる拠点をいう。例えば、物資備蓄倉庫や貯水槽が設置された公園等がこれに該当する。
地球温暖化	人間の活動に起因して発生した温室効果ガスなどにより大気濃度が増加し、太陽の光により温められた地表面が放射する赤外線を吸収、再

	放射することで、地球の平均気温が上昇することをいう。
治山施設	土砂崩壊や土砂流出、地滑り等を防止するために設置される堰堤等の施設をいう。
治水施設	洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等をいう。
地籍整備	市町が行う地籍調査や土地改良事業による成果等も含め、土地の区画（一筆）毎の境界、面積等を明確にすること。
中山間地域	一般的には、特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法等の地域立法の指定地域を中山間地域と呼び、緑豊かな山あいのふるさとをイメージするような所をいう。
ツーリズム	レジャー（狭義の余暇活動）のみならず、自己研鑽、コミュニティ活動、ボランティア活動、ビジネスなどの目的で一時的に通常の生活拠点を離れ、旅行・滞在することをいう。
低・未利用地	土地利用がなされていないもの、又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないものをいう。空地、空き家、空店舗、工場跡地、市街地の露天駐車場や資材置場等をいう。
都市	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域をいう。兵庫県国土利用計画では、概ね、市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街化すると考えられる地域を想定して用いる。
都市化	一般的には、人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくことをいう。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。
都市活動	都市を舞台として行われる人間の諸活動をいうが、一般的には生産活動、輸送活動、商業活動等を念頭において用いられており、居住やスポーツ活動等は含まないのが普通である。
都市構造	例えば、都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物等の形態や管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域等の機能で構成する都市の空間的な地域構造をいう。
都市施設	都市計画法第11条第1項に掲げる施設をいう。具体的には、道路、公園、水道、河川、学校、病院、市場、一団地の官公庁施設、流通業務団地等をいう。
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、都市公園、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。
土地の高度利用	都市部において土地の有効利用を指すものであり、都市計画法第9条に「用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区」として高度利用地区が定められている。
(な行)	
内水	豪雨時に堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。
南海トラフ地震	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法において、「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいい、「南海トラフ地震」とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。
二次的自然	人間活動によって創出され、人が手を加えることで管理・維持されて

	きた自然環境のことをいう。里地里山を構成する水田やため池、雑木林などがこれにあたる。
二地域居住	都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。
農業生産基盤	農業生産に必要な農用地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。
農業用排水施設	食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐための排水等のためのダム、頭首工、用排水路、用排水機場等のこと。 なお、兵庫県国土利用計画では、水面・河川・水路の利用区分面積に、農業用ダム、農業用ため池、農業用排水路の面積を含んでいる。
農山漁村	自然的地域のうち、農林漁業の営みによる人為的な影響が強く、また恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域をいう。この場合、住宅が密集している集落等も農山漁村に含まれる。
農地	広義には農業に用いる土地全般を指すが、兵庫県国土利用計画では、農地法第2条第1項に定める農地、すなわち、耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、「作物統計」において「田」及び「畑」とされている土地をいう。
農地中間管理機構	担い手への農地の集積・集約を進めるため、都道府県毎に整備された公的な農地の中間的受皿となる組織。 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等を行う。
農道	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路をいう。
農地の集積・集約	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等によりの農地を担い手に集め経営耕地面積を拡大すること（集積）、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめ面的集積を進めること（集約）。
農林業的土地利用	主として、農林業生産活動の用に土地を利用することをいい、農地、採草放牧地、森林（自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く）、農道、及び林道等がこれに該当する。
（は行）	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
ハザードマップ	洪水をはじめ、地震、津波、土砂災害などの災害発生が予想される危険区域を示した地図の総称をいう。
ビオトープ	生命：バイオbio と場所：トポスtopos の合成語で生物の生息空間をいう。例えば、トンボが飛んでいく森林や湖沼、草地、河川、湿地、岩場、砂地なども、その地域に住むさまざまな生き物が地域固有の自然生態系を構築していればすべてビオトープといえ、小さなビオトープから大きなビオトープまで、また、比較的自然度の低いビオトープ

	から、自然度の高い多様なビオトープまで多くの解釈がなされるようになっていく。
福祉コミュニティ	住民一人一人が社会の一員として自立し、助け合い支え合って、たとえ何らかのハンディキャップがあっても家族や地域の人々とともに生きがいと幸せを実感できる地域社会をいう。
不作付地	「作物統計」で用いられる用語で統計対象となっている農地のうち、調査時点において、作物の作付（非永年性作物）又は栽培（永年性作物）が行われていない土地をいう。
文教施設	学校、図書館等国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。
保安林	水源かん養、土砂の崩壊、その他の災害防備、生活環境の保全・形成等の公益目的を達成するように森林法に基づき指定された森林をいう。
防災	災害を未然に防止すること、災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐこと及び災害の復旧を図ることをいう。
防災拠点	災害時に災害対策活動の拠点となる施設をいう。県土（国土）レベルでの広域防災拠点から、自主防災組織のための防災センター等コミュニティ防災拠点まで、対象とする範囲により様々な形態がある。
（ま行）	
水インフラ	貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設全体を指すものであり、河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等をいう。
水環境	水を中心に捉えた環境をいう。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念である。この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。
緑資源	自然の循環システムによって生み出される植物体を資源として捉えたものである。広義には、その空間を構成する生態系全体をいう。
面源負荷	面的な広がりを有する市街地、農地、森林（基本的には自然負荷）の排出源から排出される汚濁物質（量）のことをいう。 削減対策としては、路面の清掃、ゴミの投棄防止や施肥量の適正化、植生浄化施設の設置、間伐の推進などがある
（や行）	
野生鳥獣被害	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害。近年は、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、農作物や森林への被害だけでなく、希少な植物等の食害など、生態系への影響も顕著になっている。また、鳥獣による人身事故や交通事故などの生活環境への被害も見られている。さらに、ニホンジカの採食圧がもたらす下層植生の消失が森林の持つ水源涵養や県土保全等の公益的機能を低下させ、災害を引き起こす懸念も指摘されている。
優良農地	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地。
（ら行）	
ライフスタイル	人生観や価値観を反映した住まい方等、主体的に選択される行動の様式、生き方のことをいう。
ライフライン	「生活の幹線、すなわち都市生活を含む上での命綱」（Duke, 1975）と定義されるものであり①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。具体的には、電気、ガス、上下水道、交通、通信といった狭義の施設と、これらに工業用水道、廃棄物等の処理システム、

	農業用溜池、空港等を加えた広義の施設があるが、兵庫県国土利用計画では、主として狭義の施設を対象としている。
流域	水系で取り囲む分水嶺で区画された範囲をいう。集水域と同義。
緑地	樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。
林道	林産物の輸送ないし林業経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路をいう。兵庫県国土利用計画では、国有林道及び民有林道のうち、林道規定（林野庁長官通達）第4条に定める自動車道及び軽車道である。
6次産業化	1次産業としての農林漁業（農林水産物の生産）と、2次産業としての製造業（農林水産物を原材料とした加工食品の製造等）、3次産業としての小売業等の事業（加工食品の販売等）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
六甲山系グリーンベルト	神戸市須磨区鉢伏山から宝塚市岩倉山に至る表六甲山腹斜面において、従来のコンクリートを主体とした施設整備を最小限にし、良好な樹林による面的な整備を行うことによって土砂災害を防止する事業をいう。 樹林整備により、良好な自然環境や景観の保全に寄与するとともに、事業に必要な施設敷を買収するためスプロール化の防止にも役立つ。
露天駐車場	営業を目的とした屋外での駐車場。青空駐車場ともいう。